

《現役の方》

1. 健保関係の申請書類等の提出先は、ご自身の健康保険の記号が基本となります。ご自身の健康保険の記号を必ず確認の上、下表「*健康保険の記号×出向の態様ごとの提出の流れ」に従って提出してください。
2. 健保組合への直送は原則として受け付けておりません。

《任意継続被保険者の方》

1. 日東紡績健康保険組合宛てに直接お送りください。

*健康保険の記号×出向の態様ごとの提出の流れ

	健康保険の記号が「37」の方	健康保険の記号が「37以外」の方
健康保険の記号の事業所に勤務されている方(出向されていない方)	①申請者は、自分が所属する事業所（東京・大阪・名古屋・福島・富久山・伊丹）の健保組合担当窓口へ提出してください。 ↓ ②各事業所の健保組合担当窓口の方は、①の申請内容を確認し、日東紡東京本部人事部業務グループへ提出してください。 ↓ ③日東紡東京本部人事業務グループの担当者は、②の申請内容を確認し、健保組合へ提出してください。	①申請者は、自分が所属する事業所の健保組合担当窓口へ提出してください。 ↓ ②各事業所の健保組合担当窓口の方は、①の申請内容を確認し、健保組合へ提出してください。
健康保険の記号の事業所から国内の他の事業所に出向されている方	①申請者は、自分が出向している先の事業所の健保組合担当窓口へ提出してください。 ↓ ②各事業所の健保組合担当窓口の方は、①の申請内容を確認し、日東紡東京本部人事部業務グループへ提出してください。 ↓ ③日東紡東京本部人事業務グループの担当者は、②の申請内容を確認し、健保組合へ提出してください。	①申請者は、出向元事業所の健保組合担当窓口へ提出してください。 ↓ ②各事業所の健保組合担当窓口の方は、①の申請内容を確認し、健保組合へ提出してください。
健康保険の記号の事業所から海外会社に出向されている方	①申請者は、日東紡東京本部人事業務グループへ提出してください。 ↓ ②日東紡東京本部人事業務グループの担当者は、①の申請内容を確認し、健保組合へ提出してください。	①申請者は、出向元事業所の健保組合担当窓口へ提出してください。 ↓ ②各事業所の健保組合担当窓口の方は、①の申請内容を確認し、健保組合へ提出してください。

【記号・事業所一覧】

健康保険の記号が「37」の方 *以下の事業所に所属している方です。	健康保険の記号が「37以外」の方 *以下の事業所に所属している方です。
日東紡東京本部	日東紡績労働組合（記号：8）
日東紡大阪支店	㈱日東紡テクノ（記号：14）
日東紡名古屋支店	パラマウント硝子工業㈱*鈴鹿工場以外の全事業所（記号：26）
日東紡福島事業センター	パラマウント硝子工業㈱鈴鹿工場（記号：27）
日東紡富久山事業センター	日東グラスファイバー工業㈱（記号：30）
日東紡伊丹事業センター	富士ファイバーグラス㈱（記号：31）
	日東紡アライドサービス㈱（記号：41）
	日東グラステックス㈱（記号：43）
	ニットーポーメディカル㈱（記号：44）
	日東紡エコロジー㈱（記号：45）
	㈱ニットーポーエフアールピー研究所（記号：46）
	（株）文京精練（記号：47）
	日東紡グローバルトレーディング（株）（記号：48）
	日東紡アドバンテックス㈱（記号：49）